

第二のセーフティネット 支援ガイド

離職によって住宅等にお困りの方
に対する支援

住宅 支援

住宅を喪失または喪失するおそれのある方に対し、住居の提供や家賃のための給付を行います。

入居 資金

住居を失った方に対し、新たに入居するために必要な敷金・礼金等の初期費用の貸付を行います。

生活 資金

公的資金の貸付開始までの期間あるいは職業訓練期間中の生活費等の貸付・給付を行います。

就職 支援

再就職のための職業訓練やカウンセリング・講習、職業紹介等の実施、就職活動費等の貸付・給付を行います。

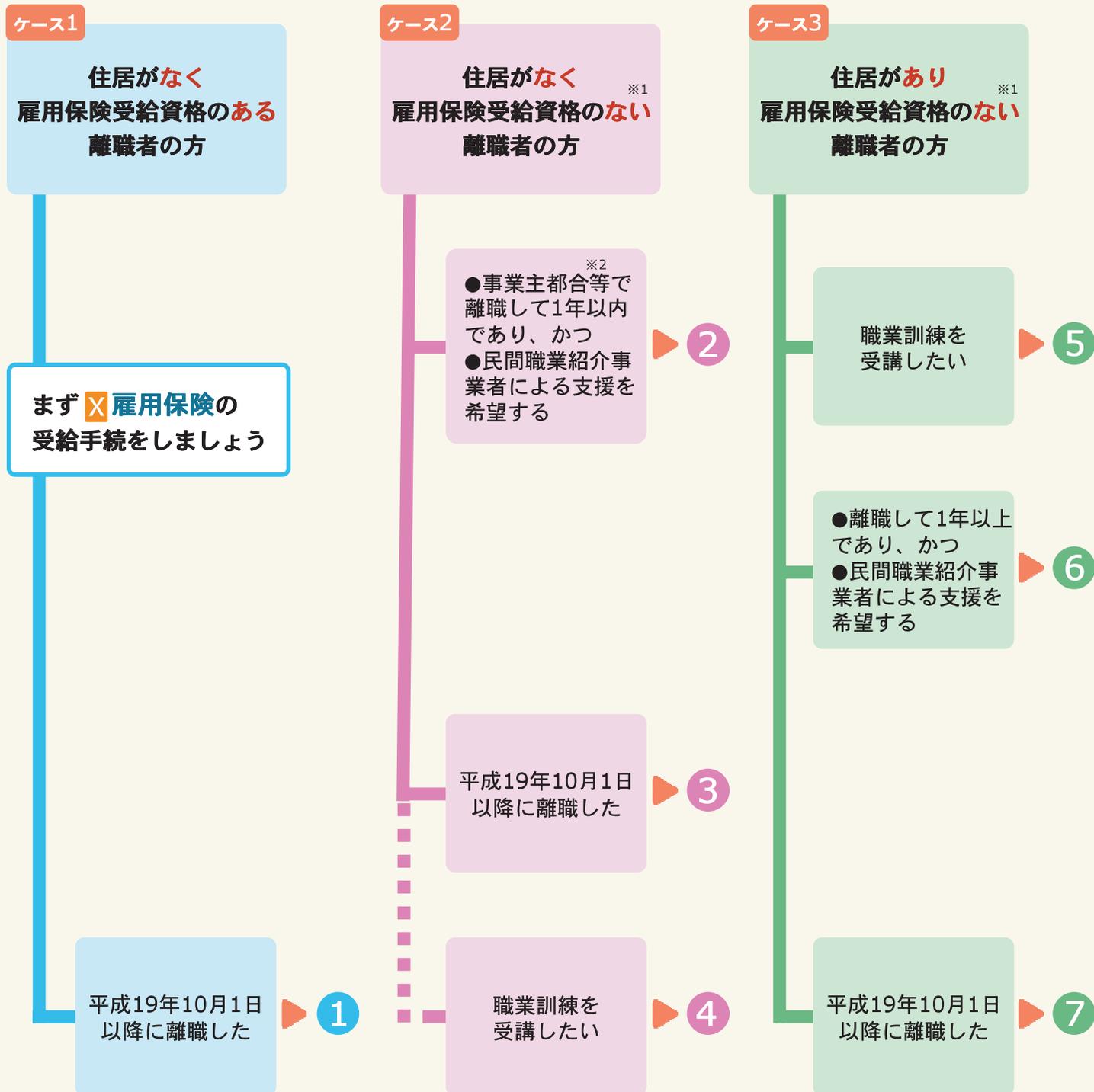
厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク
都道府県・市区町村・社会福祉協議会

【平成22年10月版】

チャートでわかる支援策

離職によって住居を失ってお困りの方や、雇用保険受給資格がなく（または受給を終了して）就職活動中の生活費にお困りの方に対しては、いくつかの支援策が用意されています。

チャートであなたにあてはまる支援策がわかります。結果は「支援策のあらし」へ →
該当番号の支援策が「対象者要件に当てはまらない」などの理由で利用できない場合は、該当ケースのうちの他の枠についてもご検討ください。



資産、能力等あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方に対しては Y 生活保護制度があります。

※1 「雇用保険受給資格のない」には「雇用保険の受給の終了」を含みます。
※2 勧奨退職など事業主の働きかけ等による自己都合を含みます。

支援策の あらまし

チャートの結果（①～⑦）からあなたに当てはまる支援策（A～F）がさがせます。それぞれの支援策には対象者の要件がありますので、中面の支援策一覧表または支援策ごとの詳しいリーフレットをご参照ください。

チャートの結果が ① の方

自治体から **A 住宅手当**（賃貸住宅の家賃額（※）×原則6ヵ月）の支給を受けられる可能性があります。

※地域ごとの上限額及び収入に応じた調整があります。

チャートの結果が ② の方

E 就職活動困難者支援事業により、民間職業紹介事業者から無料の住居の提供や生活・就職活動費（月10万円×最長3回）の支給を受けながら、就職支援を受けられる可能性があります。

※実施していない都道府県もあります。

チャートの結果が ③ の方

自治体から **A 住宅手当**（賃貸住宅の家賃額（※）×原則6ヵ月）の支給を受けられる可能性があります。

※地域ごとの上限額及び収入に応じた調整があります。

また、社会福祉協議会から **B 総合支援資金貸付**として、住宅入居費（上限：40万円）や生活支援費（上限：単身者＝月15万円、2人以上世帯＝月20万円 ×最長12ヵ月）などの貸付を受けられる可能性があります。

※「住宅手当」は単独でも利用できますが、「総合支援資金貸付」は必ず「住宅手当」と併用する必要があります。

チャートの結果が ④ の方

ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講した場合には、訓練期間中、**C 訓練・生活支援給付**（被扶養者のいる方＝月12万円、それ以外の方＝月10万円）の支給を受けられる可能性があります。

チャートの結果が ①～④ の方

これらの公的な給付・貸付が開始されるまでの生活が立ちゆかない状況の住居喪失離職者の方は、社会福祉協議会から、当座の生活資金として **D 臨時特例つなぎ資金貸付**（上限：10万円）を受けることができます。

チャートの結果が ⑤ の方

ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講した場合には、訓練期間中、**C 訓練・生活支援給付**（被扶養者のいる方＝月12万円、それ以外の方＝月10万円）の支給を受けられる可能性があります。

チャートの結果が ⑥ の方

F 長期失業者支援事業により、労働金庫から生活・就職活動費（上限：月額15万円×6回）の貸付を受けながら、民間職業紹介事業者による就職支援を受けられる可能性があります。

※実施していない都道府県もあります。

チャートの結果が ⑦ の方

住宅を喪失するおそれがある場合に、自治体から **A 住宅手当**（賃貸住宅の家賃額（※）×原則6ヵ月）の支給を受けられる可能性があります。

※地域ごとの上限額及び収入に応じた調整があります。

また、社会福祉協議会から **B 総合支援資金貸付**として、生活支援費（上限：単身者＝月15万円、2人以上世帯＝月20万円 ×最長12ヵ月）などの貸付を受けられる可能性があります。

※「住宅手当」と「総合支援資金貸付」はどちらか単独でも両方あわせてでも利用できます。

X 雇用保険

労働者が失業した場合に、生活費の心配をしないで求職活動ができるよう、手当てが支給される制度。一定の被保険者期間が必要です。



お問い合わせ先
ハローワーク

Y 生活保護

病気、ケガ、失業などにより生活に困窮するすべての方に、その世帯の最低限度の生活を保障し、自立を促進する制度。収入が最低生活費に満たない世帯に保護費が支給されます。



お問い合わせ先
福祉事務所

生活保護費の概要

- 支給内容**
- 食べもの、着るもの、水道光熱費など日常のくらしの費用。
 - 家賃・地代などの住宅の費用。
 - ケガや病気の治療、義務教育に必要な費用など。その他、最低限度の生活を送るために必要な費用について支援が受けられます。

支給額 支給額は、各地の実情に合わせて地域ごとに、年齢、世帯人員等により定められております。

生活保護の受給要件

利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用しても最低限度の生活が維持できない方が対象

※「その他あらゆるもの」の例＝国民年金、厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険、傷病手当金、児童扶養手当など
※扶養義務者の扶養（親族からの援助）は生活保護に優先するため、原則扶養照会があります。

離職により、住宅等にお困りの方のための 支援ガイド

～第二のセーフティネット～

※Dを除く支援は同時に受けることはできません。ただし、雇用保険受給資格者でない方は、A住宅手当とB総合支援資金貸付の併用が可能です。

マークの見方

下のマークは支援の内容を
大まかに表したものです



住宅入居
の支援



家賃
の支援



生活費
の支援



就職
の支援

A 住宅手当

お問い合わせ先

地方自治体

離職者であって住宅を喪失または喪失するおそれのある方に対する、
賃貸住宅の家賃のための給付。



給付

支援の概要

支給額

賃貸住宅の家賃額

※地域ごとの上限額（生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額）及び収入に応じた調整があります。

例：月53,700円

（東京都区市・単身者・収入84,000円以下の場合）

支給期間

原則6ヵ月

※一定の条件の下、最大9ヵ月受給可能

次の要件すべてに該当する方

- ①平成19年10月1日以降に離職した方
- ②住宅を喪失している方または賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれのある方
- ③離職前に主たる生計維持者であった方（離職後離婚等により主たる生計維持者となっている場合も含む）
- ④申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族の収入の合計額が以下の金額である方
単身世帯：8.4万円に家賃額（ただし地域ごとに設定された基準額が上限）を加算した額未満
2人世帯：17.2万円以内
3人以上世帯：17.2万円に家賃額（ただし地域ごとに設定された基準額が上限）を加算した額未満
- ⑤申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下である方
単身世帯：50万円 複数世帯：100万円
- ⑥就労能力及び常用就職意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う方
- ⑦申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族のいずれもが暴力団員でないこと

※ハローワークへの求職申込みと月1回以上の職業相談、自治体での月2回以上の面接支援、求人先への原則週1回以上の応募等が必要です。

B 総合支援資金貸付

お問い合わせ先

市町村社会福祉協議会

失業等により日常生活全般に困難を抱えている方に対する、
住宅入居費等の資金の貸付。



貸付



貸付



支援の概要

貸付額

①生活支援費

2人以上の世帯… 上限月額**20万円**

単身世帯…………… 上限月額**15万円**

（最長1年間）

②住宅入居費…………… 上限**40万円**

（敷金・礼金等）

③一時生活再建費… 上限**60万円**

連帯保証人 原則必要

利子 無利子

※連帯保証人を立てない場合は
年利1.5%

次の要件すべてに該当する方（貸付を受ける方は本人確認が必要）

- ①収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること
- ②現に住居を有していること、または住居を有していない場合は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ③生活保護、年金等を含め他の公的な給付・貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと
- ④低所得世帯（市町村民税非課税程度）であること
- ⑤社会福祉協議会及び関係機関（ハローワーク等）から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- ⑥貸付け及び相談支援により、自立した生活を営むことが可能となり、償還（返済）が見込めること
- ⑦本人及び世帯に属する方が暴力団員でないこと
※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。
※貸付に当たっては社会福祉協議会での審査があります。

C 訓練・生活支援給付

お問い合わせ先

ハローワーク

ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講する方に対する、
訓練期間中の生活費等の給付(+貸付)。



給付(+貸付)

支援の概要

支給期間 職業訓練期間中

支給額 被扶養者のいる方…月額12万円
それ以外の方……………月額10万円

※希望する方は、さらに「訓練・生活支援資金融資」を利用することができます。

[貸付額]

被扶養者のいる方：上限月額 8万円

それ以外の方：上限月額 5万円

次の要件すべてに該当する方

- ①ハローワーク所長のあっせんにより、所定の職業訓練を受講する方
- ②雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③世帯の主たる生計者である方
- ④年収が200万円以下、かつ世帯全体の年収が300万円以下である方
- ⑤世帯全体の金融資産が800万円以下である方
- ⑥現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方

※ハローワークへの求職申込みと訓練期間中～終了後の職業相談が必要です。

D 臨時特例つなぎ資金貸付

お問い合わせ先

市町村社会福祉協議会

離職に伴って住宅を失い、公的な給付・貸付を申請し、資金の交付を受ける
までの間の生活費に困窮している方に、当座の生活費を貸付。



貸付

支援の概要

貸付額 上限10万円

連帯保証人 不要

利子 無利子

※公的給付・貸付等を申請する際に、「臨時特例つなぎ資金」を利用したい旨お申し出ください。

次の要件すべてに該当する方

- ①住居を喪失した離職者である方
- ②離職者支援のための公的給付制度（雇用保険求職者給付、A住宅手当、C訓練・生活支援給付、E就職活動困難者支援事業の生活・就職活動支援費、Y生活保護）または公的貸付制度（B総合支援資金貸付、F長期失業者支援事業の生活・就職活動費）の申請が受理されている方
- ③②の給付・貸付の開始までの生活に困窮している方
- ④借入申込者本人名義の金融機関の口座を有している方

E 就職活動困難者支援事業

お問い合わせ先

ハローワーク

事業主の都合等で離職し、それに伴って住居を喪失した方に対する、民間職業紹介事業者による、住居の提供、生活費等の給付、就職支援。



無料



給付



支援の概要

支給期間 3ヵ月

支援内容

- 再就職の可能性を高めるためのカウンセリング・講習等
- 求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
- 住居の提供（家賃無料。光熱水費等は自己負担）
「生活・就職活動費」（月額10万円×最長3回）の支給など住居・生活支援
- 就職後の職場定着のためのサポート

※実施していない都道府県もあります。

※ご希望の方は、まず最寄りのハローワークへお電話にて実施状況をご確認下さい。

次の要件すべてに該当する方

- ①倒産・解雇等または期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと（その者が更新を希望した場合に限る）によって離職し、その離職後1年以内である方
- ②①の離職に伴い住居喪失状態となり、就職活動に支障が生じていると認められる方
- ③雇用保険の受給資格がない方
- ④常用就職の意欲があり、求職活動に取り組んでいる方
- ⑤民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方

※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。

F 長期失業者支援事業

お問い合わせ先

ハローワーク

長期失業者に対する、民間職業紹介事業者による就職支援。
（生活費等の資金の貸付も可能）



貸付



支援の概要

支援期間 6ヵ月
四半期に1回（5月、7月、10月、1月）開始予定

支援内容

- 再就職の可能性を高めるためのカウンセリング・講習等
- 求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
- 就職後の職場定着のためのサポート

貸付額

労働金庫による「就職安定資金融資（長期失業者分）」の「生活・就職活動費」の貸付
（上限：月額15万円×6回）

※実施していない都道府県もあります。

※ご希望の方は、まず最寄りのハローワークへお電話にて実施状況をご確認下さい。

次の要件すべてに該当する方

- ①ハローワークで求職活動に積極的に取り組んできたものの、離職後1年以上経過した方
- ②60歳未満の方
- ③雇用保険受給者であった方については、雇用保険受給終了後2ヵ月以上経過している方
- ④他に世帯の生計を維持する者がいない方
- ⑤預貯金等の当面の生活費・就職活動費がない方
- ⑥暴力団員でないこと
- ⑦民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方
- ⑧平成21年度以降、本事業による支援を受けていない方

※貸付を希望しない方の場合、④～⑥は問いません。

※ハローワークへ求職申込みしていたことが必要です。